

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上で、環境影響評価手続を実施すること。また、既に地域住民等を構成員とした協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し地域住民への連絡体制を構築しているが、引き続き、地域協議会を活用する等、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 工事計画の見直しについて

ア 本事業の工事計画は、No.5からNo.9までの風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置に当たっては、既存道路が近接する位置に設置されているにもかかわらず、新たに道路を設置する計画とされており、その結果として、土工量が多い土地の改変を伴うものとなっている。

このため、No.5からNo.9までの風力発電設備等の設置については、近接する既存道路を極力活用し、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとする。また、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

イ 造成工事中の切土に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土（斜面安定工）、埋め戻し、場内敷き均し等に利用し、工事関係車両台数増加による大気質、騒音、振動、此に伴う地域住民への影響を配慮し、対象事業実施区域外への搬出は行わない計画とあるが、谷部の盛土に関しては、地形的に降雨が集中する特徴があり、地盤に浸透しきれないほどの降雨があった場合には、盛土の予定箇所の不安定化につながる懸念がある。このため、当該盛土については、評価書作成までに対象事業実施区域外への搬出についても検討を加え、検討結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。また、その検討の経緯についても評価書に記載すること。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、今後、

事業者により設置が予定されている鳥類の専門家等で構成される検討会（以下「検討会」という。）等も活用し、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

（４）累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続を終了していることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の結果について、検討会を活用する等、他の事業者へ可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

２．各論

（１）騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で13dB、風力発電機の稼働に伴う騒音が最大で5dB と、参考とした環境基準等は満足するものの、どちらも現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。

このため、騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施すること。

（２）水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、その大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林であるほか、対象事業実施区域の周辺には水道水源が存在しており、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境に対する影響が懸念される。

このため、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境に対する影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中において、河川、沢筋等に土砂及び濁水が流出していないか等を確認するための環境監視を実施すること。環境監視の結果、土砂及び濁

水の流出等が確認された場合には、必要な措置を速やかに講ずること。

イ 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、雨水排水対策（沈砂池など）について、評価書までにその考え方を記載すること。また、沈砂池周辺の定期的ならびに強雨時の環境監視を行うこと。

（３）鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されている。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中の繁殖状況のモニタリング結果や専門家の助言等を踏まえ、必要に応じてクマタカの繁殖影響の回避・低減に十分な工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講じること。また、クマタカの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、渡り鳥の移動経路等に係る調査を実施の上、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。